平成２８年（フ）第３７３９号
東京都大田区大森西３丁目27―10　第三ハイムトシマ101
債務者　望月　昭信
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７６３号
東京都東久留米市下里１丁目３―３―202
債務者　渡邉　康幸
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０号
静岡市葵区北安東２丁目29番10号　ピュアハイツＢ103号
債務者　川口　樹理
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６４号
静岡市清水区蒲原66番地の43
債務者　小柳希代美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９８号
東京都立川市曙町３丁目17番16号
債務者　馬場　瑠璃
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４６７号
東京都武蔵村山市榎３丁目109番地の３ハイムミモザ101号
債務者　加藤　直人
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２７号
栃木県栃木市岩舟町古江426番地２
債務者　綾部由佳里
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第３２３号
横浜市戸塚区小雀町532番地89　センチュリーＳ201号
債務者　竹林　裕平
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９８０号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ20棟608号
債務者　瀬藤　邦弘
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５号
北海道釧路郡釧路町北見団地１丁目10番地
喜多上ハイツＢ２号室
債務者　近藤ひとみ
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４２号
沖縄県沖縄市園田１丁目15番９号　佐和田方
債務者　柴村　弘子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第５５号
沖縄県浦添市西原１丁目29番２号　コムハウスⅡ　３－Ｂ、申立時の住所沖縄県沖縄市字桃原307番地２　クローバーマンション桃原301号室
債務者　髙江洲あさ香
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８２４号
福岡市博多区東比恵３丁目18番２―901号
破産者　濱田　優子（旧姓長野）
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８４９号
福岡県太宰府市高雄５丁目４番18―203号
破産者　藤山　元行
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５０号
福岡市南区寺塚２丁目16番28―301号
破産者　鹿田　　修
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部